

公益社団法人 全日本不動産協会 理事長 殿

厚生労働省 政策統括官  
(統計・情報政策、労使関係担当)

2023（令和 5）年国民生活基礎調査への協力について（依頼）

時下ますます御清栄の段お慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では昭和 61 年から、国勢調査などと並ぶ、統計法に基づく基幹統計を作成するための重要な調査である国民生活基礎調査（以下「調査」とします。）を実施しており、本年も総務大臣に承認された調査計画に基づき、2023（令和 5）年調査を 6 月 1 日及び 7 月 13 日の両日に実施いたします。

調査では、世帯の人数などの把握のため調査日前の 4 月中旬、また実際の調査のために 6 月 1 日及び 7 月 13 日の前後 1～2 週間程度の間調査員が調査対象世帯を訪問いたします。

近年、プライバシー意識の高まりとともに、調査員の集合住宅への立入りが困難な場合も生じております。かねてより調査員には、事前に管理員等に来訪の趣旨、調査の目的、必要性等を説明し、協力を得て調査を進めるよう指導しているところですが、調査の円滑な実施には、国民の皆様の御理解はもとより、関係各位の御協力が不可欠です。

つきましては、本調査の実施に関する記事を貴会会員の皆様が発行する広報誌等へ掲載していただくことなどについての御周知方、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、参考までに、調査の概要に関する書類を添付いたしますので、貴会会員の皆様への周知等に御活用ください。

後日、貴会への広報用の版下を送付させていただきます。

御多忙の折、大変恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

問合せ先

厚生労働省

政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官付

世帯統計室 国民生活基礎統計第一係

TEL : 03 (5253) 1111 (内線 : 7587)

保健所から

マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまへ



政府統計

## 2023(令和5)年国民生活基礎調査の実施について

このたび、皆さまが管理居住されている建物にお住まいの世帯に、「2023(令和5)年国民生活基礎調査」を実施することになりました。

**4月の中旬頃から、調査員が建物を管理されている皆さまにご挨拶にお伺いし、お住まいの各世帯を訪問させていただきますので、建物内への立入り等にご配慮くださいますようお願いいたします。**

調査員は、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員であり、任命者が発行した調査員証を携帯しています。

### この調査は「統計法」に基づいて実施する国の重要な調査です。

この調査は、国勢調査などと同様に、「統計法」に基づく基幹統計調査として指定されている、わが国の最も重要な調査の一つです。厚生労働省が都道府県・市区町村・保健所・福祉事務所を通じて、1986(昭和61)年から実施しており、今年是全国で約5万5千世帯が調査の対象となっています。

調査を円滑に行うため、統計法(平成19年法律第53号)第30条(協力の要請)に基づいて、地方公務員である調査員の建物内への立入り等についてマンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまにご協力をお願いします。

調査の対象となった世帯には、統計法第13条により調査への報告義務が課せられており、これを拒んだ場合には、第61条により罰則も定められています。

また、調査活動は正当な公務であり、世帯への訪問を妨げた場合には、第60条により妨害行為として処罰の対象となる可能性があります。

(裏面もご参照ください)

▼ 調査に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いします

#### 連絡先

国民生活基礎調査コールセンター



0120-206-150

受付時間：4月17日～調査期間中 午前9時～午後5時(土日・祝日もご利用になれます)

## ▶ 参考 1 2023(令和5)年国民生活基礎調査の調査日程

### 調査の 日程

調査員が、  
直接各世帯を  
訪問します。

#### ① 4月17日頃～

- ・調査員が、管理員等の皆様にご挨拶に伺います。
- ・「調査の実施についてのお知らせ」を各世帯の郵便受けに投函し、後日訪問することをお知らせします。

#### ② 4月下旬

- 「調査票の記入と提出のお願い」を各世帯にお配りし、世帯の人数などをお尋ねします。

#### ③ 6月1日の前後1～2週間程度の間

- 「調査票【世帯票】」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

#### ④ 7月13日の前後1～2週間程度の間

- 「調査票【所得票】」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

(注) ③の【世帯票】調査を実施した世帯のうち、一部の世帯について④【所得票】の調査を実施します。

## ▶ 参考 2 「統計法」(抄)(平成19年法律第53号)

(基幹統計調査の承認)

第9条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

(報告義務)

第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

(協力の要請)

第30条 行政機関の長は、(中略)基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体(次項において「被要請者」という。)に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

2 行政機関の長は、前項の規定による求めを行った場合において、被要請者の協力を得られなかったときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

(罰則)

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第13条に規定する基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第13条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体(後略)

## 調査員から

## マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまへ



政府統計

# 2023 (令和5) 年国民生活基礎調査のお知らせ

厚生労働省では、「2023(令和5)年国民生活基礎調査」を都道府県・市区町村・保健所・福祉事務所を通じて実施します。調査員証を携帯した調査員が、下記の日程で建物にお住まいの世帯にお伺いしますので、ご協力をお願いします。

### 調査の 日程

調査員が、  
直接各世帯を  
訪問します。

#### ① 4月17日頃～

↓  
「調査の実施についてのお知らせ」を各世帯の郵便受けに投函し、後日訪問することをお知らせします。

#### ② 4月下旬

↓  
「調査票の記入と提出のお願い」を各世帯にお配りし、世帯の人数などをお尋ねします。

#### ③ 6月1日の前後1～2週間程度の間

↓  
「調査票【世帯票】」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

#### ④ 7月13日の前後1～2週間程度の間

↓  
「調査票【所得票】」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

(注) ③の【世帯票】調査を実施した世帯のうち、一部の世帯について④【所得票】の調査を実施します。

## FAQ (よくあるご質問)

### Q1 どのような調査ですか？

- ◆国民生活基礎調査は、世帯の構造、年金、医療保険、所得などについて把握し、厚生労働省の施策の基礎資料を得ることを目的として、1986(昭和61)年以来実施しており、今回は37回目に当たります。
- ◆統計法(平成19年法律第53号)に基づいて行われる基幹統計調査であり、調査対象世帯には統計法に基づき、報告義務(拒否や虚偽の報告をしてはいけないこと)が課せられています。また、調査活動は正当な公務であり、世帯への訪問を妨げた場合には、妨害行為として処罰の対象となる可能性があります。
- ◆令和2年の国勢調査区から1,106地区(約5万5千世帯)を抽出して、地区内の全世帯について「世帯票」を調査します。(6月1日調査日)  
また、この1,106地区を約2,000単位区に分割し、そのうちの500単位区(約1万3千世帯)を抽出して、単位区内の全世帯について「所得票」を調査します。(7月13日調査日)

### Q2 調査員はどのような人ですか？

- ◆お伺いした調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員として調査に当たっており、調査の内容を他に漏らすことは統計法により厳しく禁じられています。

### Q3 管理員はどのような協力をすればいいですか？

- ◆マンション・アパート等の厳重なセキュリティ等により、調査員が建物内に入ることが困難で、調査を円滑に行えない場合も想定されます。調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いします。

## 連絡先

調査に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いします。

国民生活基礎調査コールセンター



0120-206-150

受付時間：4月17日～調査期間中 午前9時～午後5時(土日・祝日もご利用になれます)

調査の実施についてのお知らせ

2023  
(令和5)年



# 国民生活基礎調査 を実施します

今年は皆さまがお住まいの地域で  
実施することになりました

4月の中旬頃から、調査員が伺います。  
調査へのご協力をお願いします。



2023年(令和5年)

# 国民生活 基礎調査



ご協力をお願いいたします。



(2023(令和5)年国民生活基礎調査のポスター)

- 調査票は、5月の下旬からお配りする予定です。それにさきだって、世帯の名簿を作るために、**4月の中旬頃から調査員がお宅を訪問**し、世帯主さまのお名前と、世帯の人数をお尋ねします。
- 答えていただいた内容は、**統計を作るためだけに用いられます**。  
その他の目的に用いることは決してありませんので、安心してお答えください。
- 調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された**地方公務員**です。お宅を訪問するときには、**調査員証を携帯**していますのでご確認ください。
- 調査員はマスクを着用し、新型コロナウイルス感染症の予防に努めて調査を実施します。調査員がお伺いする際には、世帯の皆様もマスク着用等の感染対策へのご協力をお願いいたします。

## ? 2023(令和5)年 国民生活基礎調査 とは

6月1日と7月13日を調査日として、日本全国で実施する調査です。  
皆さまの生活の実態を知り、国のさまざまな取組の基礎資料とします。

- 国勢調査などと同様に、統計法(平成19年法律第53号)に基づいた基幹統計調査です。
- 厚生労働省が1986(昭和61)年から実施しており、今回が37回目になります。
- 年金や医療、働き方などについてのが国の方針を正しく決める上で、基礎となるデータを集めるための重要な調査です。
- 全国で約5万5千世帯を抽出して行います。本年は、皆さまがお住まいの地域が調査対象となりました。なお、無作為に選んだ一部の世帯の方には、所得に関する調査も実施します。

※ 調査に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いします。

詳しくは、厚生労働省のホームページ  
または動画チャンネル (YouTube) を  
ご参照ください。



国民生活基礎調査

検索

連絡先

国民生活基礎調査コールセンター



0120-206-150

受付時間: 4月17日~調査期間中

午前9時~午後5時(土日・祝日もご利用になれます)